

受給手続きのながれ

離職

求職申込と受給資格の決定

受給手続きをする**本人**が必要書類をご持参ください。提出された書類等により、受給資格の確認・決定を行います。

待期満了

受給資格の決定を受けた日から、**失業の状態**が通算して7日間経過するまでを「**待期期間**」といいます。※この期間は雇用保険の支給対象となりません。

雇用保険説明会

雇用保険の受給手続きの進め方や求職活動について説明します。

失業の認定（**認定日**）

待期満了の翌日から、**自己都合**で離職された方はさらに**原則2か月間**（過去5年間に2回以上自己都合で離職している場合3ヶ月間）、**懲戒解雇**で離職された方は**3か月間**、基本手当は支給されません。これを「**給付制限**」といいます。

認定日ごと（原則として4週に1回）に**失業認定申告書**を提出してください。就労の有無、求職活動の実績などを確認します。

また、基本手当の支給を受けるためには、原則として**前回認定日から今回の認定日の前日**までの期間中に**最低2回以上**の**求職活動の実績**が必要になります。

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、指定した金融機関の預金口座に振込まれます。振込みまでの期間は金融機関によって異なりますが、**おおむね1週間程度**かかりますのでご了承ください。

就職

再就職に対する給付金として、**再就職手当**・**就業促進定着手当**・**就業手当**・**常用就職支度手当**などを申請できる場合があります。

支給終了

支給終了後も、職業相談はご利用いただけます。ぜひお気軽にご利用ください。

雇用保険説明会・初回講習は
オンラインでも参加可能です。

※Web会議ツール「Zoom」を使用できる環境が必要です。

「Zoom」の使用方法についてはハローワークではお答えしかねますのでご了承ください。